

平成27年(ネ)第1268号 損害賠償等請求控訴事件

控訴人 豊田泰史

被控訴人 吉田益夫

準備書面(5)

平成28年 2月15日

大阪高等裁判所 第7民事部S2係 御中

控訴人訴訟代理人 弁護士 太田達也



同 弁護士 重藤雅之



1 訴状別紙記載2及び6の各スレッドを削除すべき理由

(1) 被控訴人吉田益夫は、これら2つのスレッドについて、作成者が被控訴人吉田益夫であることを認めていない。

もっとも、仮にこれら2つのスレッドの作成者が被控訴人吉田益夫本人でなくとも、これらスレッドが削除されるべきものであることに変わりはない。

(2) 別紙記載2のスレッドについて

このスレッドの作成者は明らかになっていない。

しかしながら、スレッドNo.2、No.4、No.9、No.11、No.13、No.14、No.15の記載者は、「admin 管理人」つまり被控訴人吉田益夫である。

そして、このスレッドのタイトル及びNo.1は、いずれも「がんばれ！和ネット！」とのみ記載されているが、No.2に被控訴人吉田益夫が「訴訟の件だと思いますが～」などと記載を始めたことから、それ以降の記載は、すべて本件訴訟と控訴人に対する懲戒請求関連の記載となっている。

例えば、No.2では「訴訟の件」「程度が低すぎ」「程度の悪さ」、No.4では「補足懲戒請求」「弁護士の品位」「懲戒請求」、No.13では「こうやって、弁護士の品位を落としていく」「和歌山弁護士会の品位を落としていく」

などと、スレッドタイトルとは直接関係がない記載を次々と行っている。

このように、本スレッドは、被控訴人吉田益夫が誘導することによって、控訴人を誹謗・中傷する目的のスレッドにしてしまったものであるため、被控訴人吉田益夫自身が作成したものと同視すべきものである。

したがって、被控訴人吉田益夫による直接的な誹謗・中傷部分のみならず、スレッド 자체を削除する必要がある。

(3) 別紙記載6のスレッドについて

このスレッドについても、作成者は必ずしも明らかではない。

しかしながら、このスレッドのNo.1は、具体的な内容すら記載せず控訴人を誹謗・中傷するもので、悪質極まりないものである。

そして、このスレッドにおいても、関わりないはずの被控訴人吉田益夫が、No.4において「いろいろと噂は聞いているが、その件かな？」などと、いかにもNo.1の記載に何らかの具体的な事実に基づくものであるかのような記載を行って、被控訴人自身が控訴人を誹謗・中傷しているのである。

このスレッドは、No.1の記載を削除すべきであることはもちろんであるが、被控訴人吉田益夫が、和ネット掲示板の管理人であるという立場を忘れ悪質な誹謗・中傷の記載を繰り返していることからすれば、仮にスレッド 자체を残置してしまえば、被控訴人吉田益夫が同スレッドを利用して今後も控訴人に対する誹謗・中傷を繰り返すことは目に見えている。

したがって、このスレッドについても、スレッド 자체を削除する必要がある。

以上